



佐久圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に関する 公聴会を開催します ～公聴会で公述(発言)される方を募集します～

都市計画の変更案の作成にあたり、広く地域住民の皆様からご意見をお聴きし、計画に反映するため、以下のとおり公聴会を開催します。

<公聴会について>

日時 令和5年1月28日(土) 午前10時30分から

場所 佐久市役所南棟 3階会議室(佐久市中込3056)

公聴会でご意見をお聴きする都市計画案の内容

佐久圏域(小海・佐久穂・小諸・軽井沢・佐久都市計画)都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更【長野県決定】

<公述の申出について>

公聴会で公述(発言)を希望される方は、公述申出書を以下の申出先まで持参または郵送で提出してください。公述申出に係る留意事項は、別紙をご覧ください。

○公述申出期間：1月5日(木)～1月20日(金)

○公述の申出先：長野県建設部都市・まちづくり課(TEL:026-235-7297)

長野県佐久建設事務所整備課(TEL:0267-82-8272)

小諸市役所都市計画課(TEL:0267-22-1700)

佐久市役所都市計画課(TEL:0267-62-3404)

小海町役場産業建設課(TEL:0267-92-2525)

佐久穂町役場総合政策課(TEL:0267-86-2525)

軽井沢町役場地域整備課(TEL:0267-45-8582)

御代田町役場建設水道課(TEL:0267-32-3129)

○都市計画案及び公述申出書については、県ホームページ(以下のURL)をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/toshi/keikaku/tetsuzuki/index.html>

※都市計画案の閲覧期間：1月5日(木)～1月27日(金)

上記申出先でも閲覧できます(土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

<その他>

○公述人がいない場合は、公聴会は中止します。また、公述人が多数の場合は、公聴会の開始時刻を変更する場合があります。なお、中止または開始時刻を変更する際は、県報や県ホームページに掲載します。

○公聴会の傍聴は自由ですが、会場の都合により、希望者多数の場合は先着順とさせていただき、入場をお断りする場合があります。

○新型コロナウイルス感染防止のため、発熱等の症状がある方は、傍聴をご遠慮ください。また、傍聴される方は、マスク着用、手洗いの徹底などにご協力ください。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

建設部 都市・まちづくり課 都市計画係

(課長) 高倉 明子

(企画幹) 高野 佳敏 (担当) 澤井 文典

電話 026-235-7297(直通)

026-232-0111(代表) 内線 3360

FAX 026-252-7315

E-mail toshi-machi@pref.nagano.lg.jp

公述申出に係る留意事項

- ・ 公述の申出ができるのは、都市計画案に係る区域内に土地を所有される方、その他利害関係を有する方に限ります。
- ・ 公述の申出をされる方は、閲覧場所または県ホームページにある「公述申出書」に意見の概要を記入の上、公述の申出期間内に持参または郵送で提出してください。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、できる限り郵送による提出をお願いします。（持参の場合は、申出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）
- ・ ファクシミリ、電子メールによる提出はできませんのでご了承ください。
- ・ 公述人を選定したときは、本人にその旨を通知します。
- ・ 公聴会当日（1月28日（土））の申込みはできませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 応募者多数または公述内容が不相当であると認められる場合は、公述時間の制限や公述をお断りする場合があります。
- ・ 提出された公述申出書及び公聴会における発言等の記録については、「長野県都市計画審議会」の資料として提出します。また、個人のプライバシーに配慮した上で、公表することもありますのでご了承ください。